



明石市商業振興による 地域活性化に関する条例 が施行されました！

(平成22年6月30日)

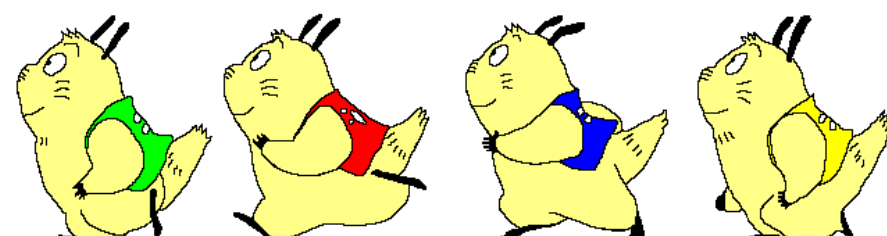
この条例は、商業がまちのにぎわいづくりと地域コミュニティに果たす役割の重要性に焦点をあて、商業に関わるものの責務を明らかにし、商業の振興と地域の活性化を総合的に、また計画的に推進することで、商業の健全な発展を促し、市民生活の向上と良好な地域のまちづくりにつながることを目的として制定されました。

条例の構成

- ◆ 基本原則 (第3条)
- ◆ 責務規定 (第4条から第9条)
- ◆ 地域貢献事業の実施等 (第10条、第11条)
- ◆ 基本計画の策定 (第12条)
- ◆ 審議会の設置 (第13条)

◆ 用語の定義 (第2条関係)

- (1) 商業者 市内において小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する店舗を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合その他の商店街の振興を目的とする団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (3) 大型店 市内に在する大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (4) 商店会連合会 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合連合会その他の本市商業の振興を図ることを目的とする団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (5) 商工会議所 市内をその区域とする商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所をいう。
- (6) 商店街 市内において小売業又はサービス業に属する事業その他の事業の店舗が集積している地域をいう。



平成22年(2010年)7月発行
明石市産業振興部商工労政課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
Tel 078-918-5098 Fax 078-918-5126
e-mail shoukou@city.akashi.lg.jp

◆ 基本原則（第3条関係）

商業者（大型店の事業者を含みます）、商店会、商店会連合会、商工会議所及び市は、この条例の目的を達成するために相互に連携し、市民の理解と協力のもと、商業の振興を図り、地域の活性化を推進していくことを基本とします。

気持ちを
一つに！



それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場で「商業の振興」及び「商業振興による地域活性化」を推進

◆ 責務規定（第4条から第9条関係）

（1）商業者等の責務（第4条関係）

- ★商業者は地域貢献に努め、行政、商店会連合会及び商工会議所が実施する商業振興事業に積極的に参加すること。
- ★商業者は、商工会議所に加入し、経営に関わる情報の収集及び他の事業者との交流に努めること。
- ★商店街における商業者その他事業を営む者（倉庫、事務所等及び店舗等の設置者を含む。）は、商店会に加入し、商店会が実施するその地域における商業振興事業及び地域貢献事業に積極的に参加するよう努めること。

（2）商店会の責務（第5条関係）

- ★商店会は、市民に身近な存在として生活に必要な利便を提供し、地域コミュニティの核の一つとして、地域貢献事業の実施に努めること。
- ★商店会は、商店会連合会に加入し、市内の他の商店会との連携に努めること。

（3）商店会連合会及び商工会議所の責務（第6条関係）

- ★商店会連合会及び商工会議所は、商業者の事業活動に対する支援を行い、市と連携して商業振興事業の実施に努めること。

（4）大型店を設置する者等の責務（第7条関係）

- ★大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に努め、地域の他の事業者との共存を図るとともに、商店会が行う地域貢献事業との連携及び協力に努めること。
- ★大型店を設置する者は、地域の商店会、商店会連合会及び商工会議所に、大型店において事業を営む者は、地域の商店会及び商工会議所に、加入するよう努めること。

（5）市の責務（第8条関係）

- ★市は、商業の発展のために総合的かつ計画的な施策を推進し、商業振興施策のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- ★市は、地域貢献事業に対する支援に努めるものとする。

（6）市民の協力（第9条関係）

- ★市民は、市等、商店会連合会及び商工会議所が実施する商業振興事業について理解し、商業者等が行う地域貢献事業に協力すること。

地域コミュニティの核の1つとして

◆ 地域貢献事業の実施等（第10条、第11条関係）

- ★商店会及び大型店事業者は、地域における下記の事業の実施に努めて下さい。
 - ・地域のにぎわいづくり
 - ・地域の交流の促進
 - ・地域文化の振興
 - ・安全に安心して暮らせる地域づくり
 - ・青少年の健全育成
 - ・環境に配慮した取組
 - ・その他の地域貢献事業
- ★商店会や大型店事業者が行う地域貢献事業について、市は市民にわかりやすい形で公表していきます。

明石市の商業が向かうべき方向を示します

◆ 基本計画の策定（第12条関係）

- ★市長は、商業の振興及び商業の振興による地域の活性化に関する基本的な計画を策定します。この基本計画に沿って、総合的かつ計画的に商業振興施策を推進していきます。
- ★基本計画を策定する場合は、市民の意見を反映したものとし、「明石市商業振興による地域活性化審議会」の意見を聴きます。

◆ 審議会の設置（第13条関係）

- 審議会は15人以下の委員で構成され、市長の諮問に応じ、明石市の商業振興に関する事について調査審議・答申をしたり、基本計画の進捗管理を行います。